

# 平成30年 第9回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成30年 第9回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成30年10月1日午前9時52分～午前10時44分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 ( 名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 議案第1号	平成30年9月18日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第5 議案第2号	土地の現況証明願書の交付について			
日程第6 議案第3号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)			
日程第7 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第8 議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第9 議案第6号	農用地利用集積計画 (案) について (平成30年10月4日公告予定分)			
日程第10 議案第7号	農用地の買入協議に係る要請について			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

## 開 会 宣 告

○事務局長      ただいまから、平成30年第9回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、決まりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長      開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○川崎会長

皆さんおはようございます。一昨日から大変、心配されてました台風24号、北海道には、そう被害がないような状況の中で、通過をするというようなことでしたが、みなさんお忙しい中、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

もう9月につきましては、9月の5日の台風21号の直撃ということで、この間議会でも報告がありましたけれども、美瑛町農家も含めて、道路等も含めて、ある程度の被害があったというような報告もありましたし、6日には、北海道の全土がブラックアウト、停電ということで、まさかというような状況の中でありましたけれども、一番被害を受ける、農家でいえば酪農が、農協等の発電機の貸し出しの対応、あるいは電気屋さんの対応、個々の対応も含めて、牛乳は2日間投げて、2日か3日投げたと聞いてますが、大きな被害もなく、対応できたということを聞いております。

農協の方につきましては、この後浦島委員から報告があるかもしれないかもしれませんが、野菜の冷蔵庫が、電気がないということで、大変苦労したと聞いております。

そんな中、本当に自然災害が北海道にも台風が2回も続けてきたっていうのは、今日のテレビを見ますと一月に2回というのはないというぐらい、気候条件が変わったというそんな気がいたします。

9月中頃から天気がいいということで、委員の皆さんとも今日話したら、仕事は順調にいつてるけども、獲り不足ということが、この後の経済を占めるというところで、少し大変かなというように聞いております。残されましたビート、豆類も含めてですね、どうか最後まで、諦めないで収穫をしていただければと、そんなふうに思うところであります。

そういう災害の中での一月でしたが、安倍さんがアメリカへ

行きまして、トランプさんと話しまして、なんか二国間交渉になるようですけれども、TPP ヨーロッパとのEPAと同等な貿易をつきつけられたというようなことで、これまた、農業新聞等で、相当な農家の不安（な要素）を報道されました。

一農業委員会長として、こういう発言は不適切かもしれませんが、自分のものは自分で守る、既存の経営にとらわれず、いろいろなものを導入しながら、自分の経営を守っていただければと、そんなふう思うところであります。

この後の天候回復といい出来秋になるよう、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。今日もよろしく願います。

○事務局長      それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議 長      これより会議を開きます。本日の日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長      日程第一、総会会期の決定についての件を議題とします。総会の会期は、本日一日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長      異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日一日限りに決定いたしました。

○議 長      日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により2番、古川委員。8番、福家委員を指名いたします。

○議 長      日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長      諸般の報告をいたします。  
1番、9月3日、平成30年第8回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。  
2番、9月11日、農業担い手研修センタープロジェクトチーム会議が開催され、会長が出席しております。  
3番、9月15日、第47回開拓記念式典が開催され、会長外3委員が出席しております。  
4番、9月19日と20日の両日、美瑛町議会第5回定例会が開催され、会長が出席しております。以上です。

○議 長      これで、諸般の報告を終わります。

○議 長      日程第4、議案第1号、平成30年9月18日に提出のあつ

た合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第1号、平成30年9月18日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主 [ ] さん、借主 [ ] について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示字名、[ ]、地番 [ ]、面積 [ ] m<sup>2</sup>につきましては、貸主 [ ] さんから借主 [ ] への農地法第3条による賃貸借でしたが、9月18日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第5号にて、使用貸借の申請が上がってきております。  
本案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引き渡し6カ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 これより、議案第1号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を、議題とします。議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。  
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった [ ] さん外2名の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示字名、[ ]、地番 [ ] 及び [ ]、地目、登記簿田、現況、非農地。面積計 [ ] m<sup>2</sup>です。土地所有者、[ ] さん。申請人 [ ] さん。農振農用地区域外、都市計画区域内、第2種中高層住居専用地域です。  
この土地につきましては、平成9年頃まで田の利用でした

が、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定するものであります。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 ただいま事務局からご説明のあったとおりでございます。この土地に関しましては、都市計画区域内ということで、用途におきましては、住宅の建築、ということで、問題ないと思いますので、ご審議ほどよろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。  
番号1番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい。2班で、現地調査をしてまいりました。何ら問題ないということで、2班では判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 これより、議案第2号、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第2号、番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、■■■■、地番■■■■外8筆、地目、登記簿田及び畑、現況非農地。面積計■■■■㎡です。土地所有者及び申請人は、美瑛町字■■■■さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、平成12年頃まで田、畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定するものであります。  
以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります私の方から補足説明をいたします。

- 川崎会長      今、事務局から報告がありましたけれども、今回、地目整理ということで、前々回ですかね、皆さんに図面いつてると思いますが、農振を外した部分のところ、新たに赤字で書いてあります4筆について、地目変更の申請が出されました。4カ所ともですね、面積の広い部分につきましてはもう、何十年来、畑として使用されてませんし、その他の農地についてもちょうど旧道と新道の間ということで、面積的にも、本当に微々たるものだということで、今回整理をしたいということで上がってますので、どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議      長      番号2番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。
- 斉藤班長      はい、ただいま地区担当委員の川崎会長からの説明のとおりであります。  
山の上の方の、写真の上の方の部分はですね、ちょっと行く道路もなく、ちょっと遠巻きということで確認をいたしました。木が生えてるような状況かなど。道路脇の2カ所の部分につきましても、木が、柳の木が生い茂っていて、もう現状道路になっているような状況でございましたので、2班としては問題ないというふうに判断いたしました。よろしくお願いいたします。
- 議      長      ありがとうございます。  
これより、議案第2号、番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議      長      質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第2号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議      長      挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議      長      続いて、番号3番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局      番号3番、土地の表示字名、字[ ]、地番[ ]、地目、登記簿原野。現況、非農地。面積計[ ]㎡です。土地所有者及び申請人は、[ ]さん、農振農用地区域外、都市計画区域外です。  
この土地につきましては、平成15年頃まで田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定するものであります。  
なお、こちらの土地につきましては、平成30年5月1日総

会時に農振除外の申請がされており、当日に現地確認を行っている土地となります。

以上で説明終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。今、事務局から説明がありましたが、登記簿上は、原野となっていますが、一部、5、6年ですか。農地として使っていたということで、現状農地ということになっておりまして、作っていたんですけども、それから条件が悪く、数十年作っていないということで、現状は木も生えておりますので、今後農地としては、無理な状況にありますので、ご判断をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長 ありがとうございました。  
番号3番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 事務局から説明がありましたとおり、5月1日に現地確認をしております。今回は、現地確認をしておりません。そのときに私も一緒に現地確認をいたしました。地区担当の■■■■委員の説明のとおりでありますので、問題ないのかなというふうに判断いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
これより、議案第2号、番号3番について質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第2号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。  
それでは、議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外。  
農業振興振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2第

1項の規定により意見を付すので、審議をお願いいたします。  
番号1番、土地の表示、[ ]、地番 [ ]の内、登記簿現況ともに田、面積 [ ]<sup>m</sup>。所有者 [ ]さん、申出者 美瑛町。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明終わります。

○議長 議案第3号、番号1番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 事務局の説明のとおりでありまして、写真で見ていただくとわかるんですけども、住宅の半分以上は、その他の土地にかかっているというような状況がありまして、今回整理したいということで、現地確認をしてみました。  
2班としては問題ないというふうに判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長 長 ありがとうございます。  
番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第3号、番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、[ ]、地番 [ ]外3筆、登記簿、現況ともに田及び畑、面積計 [ ]<sup>m</sup>。所有者 [ ]さん、申出者 美瑛町。除外目的は現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明終わります。

○議長 長 番号2番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 現地調査をして、全体的に見ることはできなかったんですが、この矢印の方向、上のほうから見ても、木が生い茂っていて、全体が見渡せるような平らな地形ではなく、急傾斜の土地ということでございます。  
2班としては問題ないというふうに判断いたしました。よろしくお願いいたします。



- 議 長 これより、番号2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第3号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、土地の表示字名、[REDACTED]、地番 [REDACTED]の内、登記簿牧場、現況畑、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>。所有者 [REDACTED]さん、申出者 美瑛町。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。  
許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。
- 議 長 番号3番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。
- 斉藤班長 3番につきましても、木が生い茂っている状況ということで、地区担当の川崎委員の見てる範囲で、もう農地として利用されたことがないというお話でございました。もう過去何十年と木が生えたような状況であるということで、2班としては、問題ないというふうに判断いたしました。よろしくお願いいたします。
- 議 長 これより、番号3番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第3号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。  
議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。  
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 [ ] さん、譲受人 [ ] の許可の可否について審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示字名、 [ ]、地番 [ ]、面積 [ ] m<sup>2</sup>につきましては、譲渡人 [ ] さんから、譲受人 [ ] への売買による所有権移転申請です。  
申請個所はJR美瑛駅から東に約 [ ] kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのこと。価格は [ ] 円で、10a当り [ ] 円です。詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。
- 本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしております。以上で説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります [ ] 委員からの補足説明をお願いします。
- [ ] 委員 ただいま、事務局からの報告のとおりです。  
相沢福治さんは、今年度をもって高齢と体調不良による入退院を繰り返すなど、思うように営農を続けられなくなり、離農することを決め、地元の [ ] 地区改善組合に相談をしているところです。この農地については、非常に条件が悪く、地区内で引き取り手がないたため、偶然にも地続きで耕作をしていた [ ] に譲渡することとなりました。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。これより、議案第4号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第4号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についての件を議題とします。

議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借。農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあった貸主 ■■■■■さん、借主 ■■■■■の許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、字名、■■■■■、地番、■■■■■の内、地目、登記簿現況ともに田。面積は■■■■■㎡。申請個所はJR美瑛駅から南西に約■■■■■kmの個所で土地所有者 ■■■■■さん。転用計画者 ■■■■■による小麦保管庫建設のための使用貸借権設定による転用許可申請です。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更申請中であり、また都市計画区域外となっております。

農用地の転用は原則不許可ですが、小麦保管庫建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項のただし書きに該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案第5頁をご確認ください。

以上で説明終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■■委員の補足説明をお願いいたします。

○■■■■■委員 今事務局の説明のとおりです。■■■■■に関しましては、近年、地区内の農地をたくさん引き受けてもらっており、農地も増えております。既存の施設では手狭になり、今回、保管庫ということで、計画をしました。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
議案第5号について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 写真で見てもらったとおりですね、まわりは倉庫とかたくさん建っている中で、その隣接した土地に建てるということで、議案としては問題ないのかなというふうに判断いたしました。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
議案第5号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第5号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画案について、平成30年10月4日公告予定分の件を議題とします。  
議案第6号、番号1番と番号2番の件は、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号、農用地利用集積計画（案）について、平成30年第9回平成30年10月4日公告予定分です。  
■■■■さんから、所有権移転2件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について、審議をお願いいたします。  
番号1番、番号2番共に、■■■■さんの離農に向けた農地処分です。  
番号1番、■■■■さんから、■■■■さんへの売買。畑1筆、■■■■㎡。■■■■円で10a当たり■■■■円です。  
番号2番、■■■■さんから、■■■■への売買。畑5筆、■■■■㎡、■■■■円で、10a当たり■■■■円です。  
以上、設定を受けるもの2件1名1法人、設定をするもの、2件、1名、畑の6筆、14万9,525㎡です。以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、議案第6号、番号1番と番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第6号、番号1番と番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第10、議案第7号、農用地の買入協議に係る要請についての件を議題とします。  
議案第7号、番号1番から番号10番については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号、農用地の買入協議に係る要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった[ ]さん外9件の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第2項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して、同公社が行う同公社が買入れの協議を行う旨の通知をされるよう、同法16条第1項の規定に基づき、美瑛町に要請するため、審議をお願いいたします。

なお、本日この要請が決定されますと、農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想をもとに、申出者と公社に買入協議の通知をすることになります。

また今後の手続につきましては、土地所有者が町から買入協議の通知を受けてから3週間の間に買入協議を行うこととなります。

番号1番、申出者は、[ ]さん。農用地は[ ]外4筆、計5筆、2万6,705㎡。申出年月日は平成30年9月18日で、借受予定者は、[ ]さんです。

番号2番、申出者は、[ ]さん。農用地は[ ]計1筆、[ ]㎡。申出年月日は、平成30年9月18日で、借受予定者は[ ]です。

番号3番、申出者は[ ]。農用地は[ ]他6筆、計7筆、[ ]㎡。申出年月日は平成30年9月18日で、借受予定者は[ ]さんです。

番号4番、申出者は[ ]さん。農用地は[ ]他3筆、計4筆、[ ]㎡。申出年月日は平成30年9月18日で、借受予定者は、[ ]さんです。

番号5番、申出者は、[ ]さん。農用地は[ ]他1筆、計2筆、[ ]㎡。申出年月日は平成30年9月18日で、借受予定者は[ ]さんです。

番号6番、申出者は、[ ]さん。農用地は[ ]他6筆、計7筆、[ ]㎡。申出年月日は平成30年9月18日で、借受予定者は、[ ]番が[ ]さん。他6筆が[ ]さんです。

番号7番、申出者は[ ]さん。農用地は[ ]他2筆、計3筆、[ ]㎡。申出年月日は平成30年9月18日で、借受予定者は[ ]です。

番号8番、申出者は、[ ]さん。農用地は[ ]他1筆、計2筆、[ ]㎡。申出年月日は平成30年9月18日で、借受予定者は[ ]

です。  
番号9番、申出者はさん。農用地は他5筆、計6筆、 $m^2$ 。申出年月日は平成30年9月18日で、借受予定者は

です。  
番号10番、申出者はさん、農用地は、計1筆 $m^2$ 。申出年月日は、平成30年9月18日で、借受予定者は。以上10件です。

今回審議をいただいた案件につきましては、買入協議が成立しますと、次回11月の総会で集積計画にて公社へ売買され、1月総会以降に認定農業者の方への貸し付けが始まることとなります。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、番号1番から番号10番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第7号、番号1番から番号10番について、原案どおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成30年第9回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成30年10月1日

美瑛町農業委員会長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

町HP公開用

古川勝義

美瑛町農業委員

福家敏春